

小牧市立小木小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（変更部分…けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

2 いじめに対する本校の基本認識

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決に当たる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導に当たる。

3 いじめの未然防止のための取り組み

- ・ 本校の重点努力目標である「あすなる活動」を日々の生活全般で指導し基本的生活習慣を定着させるとともに、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ・ 道徳教育および体験活動をいじめ防止の観点から充実・強化する。
- ・ 児童会活動などの児童の自主的活動への支援、児童や保護者への啓発を行う。
- ・ 「かかわりあいつながりあう学び」を目指し、全教科において、ペア学習やグループ学習を取り入れ、一人一人が活躍できる学習活動を推進する。
- ・ 担任・担当による継続的な観察や Q-U 検査の分析などを通して学級集団の正確な把握に心がけ、誰もが安心して生活できる場づくりに努める。

4 いじめの早期発見・早期解決のための取り組み

- ・ 「いじめはどのクラスでも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教師が一人一人の生活様式や行動、心の変化に敏感になる。
- ・ 全児童を対象に年2回生活アンケートを行い、必要に応じ、速やかに問題に対処して教育相談に生かす。
- ・ 全児童を対象に年2回、児童理解、問題行動の予防・早期発見・早期解決のために教育相談週間を設ける。
- ・ いじめの早期解決のため、いじめ防止・対策委員会を設置し対策を協議するとともに、必要に応じて、関係機関（学校カウンセラー・少年センター等）や保護者との連携を取り、客観的な立場からの支援や指導を受けながら、総合的な指導をする。
- ・ 「こころのポスト」を設置し、担任・相談員など学校全体で、早期発見・早期解決に努める。

5 いじめに対する措置

- ・ いじめに係る通報・相談を受けたときや児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、その事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。
- ・ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、また再発を防止するため複数の教職員によって、外部の専門家の協力を得ながら、いじめを受けた児童（保護者）に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導（保護者に対する助言）を継続的に行う。

6 重大事態への対応

- ・ 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

- ・ 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
 - ・ 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- 7 学校の取組に対応する検証・見直し
- ・ 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA サークル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
 - ・ いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（12月）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- 8 その他(参考資料)
- *保護者の責務等(いじめ防止対策推進法 第9条より)

- ・ 保護者は、子の教育について第一儀的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう努めるものとする
- ・ 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- ・ 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止のための措置に協力するよう努めるものとする。